

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	1-4-3
許認可等の種類	重要文化財の現状変更等の一部の許可			
根拠法令条例等・条項	文化財保護法第43条第1項			
許認可等の概要	重要文化財に関しその現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときの許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 「重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る審査基準について」 (平成6年11月25日付け文化庁次長通知)</p> <p>一 重要文化財(建造物)の現状変更等の許可に係る審査基準について 現状変更等が当該指定建造物の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。</p> <p>二 重要文化財(美術工芸品)の現状変更等の許可に係る審査基準について (一) 現状変更等が指定物件の保存及び指定の要件保持に支障となるおそれがあると認められるか否か。 (二) 現状変更等が歴史的、芸術的、学術的等あらゆる角度から見て妥当であると認められか否か。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	3か月			
期間の制定根拠	重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る標準処理期間について (平成6年11月25日付け文化庁次長通知)			